（健康保険法施行規則第百六条第一項第八号及び第百七条第十号並びに船員保険法施行規則第九十六条第一項第八号及び第九十七条第十号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付の一部改正）

第七条　健康保険法施行規則第百六条第一項第八号及び第百七条第十号並びに船員保険法施行規則第九十六条第一項第八号及び第九十七条第十号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付（昭和五十九年厚生省告示第百五十七号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
一～十五　（略）	一～十五　（略）
十六　都道府県等が行う医療に関する給付であつて、医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法（昭和二十三年法律第百二十九号）第十八条第二項に規定する法律による医療に関する給付に準ずるもの	十六　都道府県等が行う医療に関する給付であつて、社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第百二十九号）第十五条第二項に規定する法律による医療に関する給付に準ずるもの

（健康保険法施行規則第百六条第二項第三号及び第百八条第七号並びに船員保険法施行規則第九十六条第二項第三号及び第九十八条第五号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付の一部改正）

第八条　健康保険法施行規則第百六条第二項第三号及び第百八条第七号並びに船員保険法施行規則第九十六条第二項第三号及び第九十八条第五号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付（平成六年厚生省告示第三百一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
一～十三　（略）	一～十三　（略）
十四　都道府県等が行う医療に関する給付であって、医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法（昭和二十三年法律第百二十九号）第十八条第二項に規定する法律による医療に関する給付に準ずるもの	十四　都道府県等が行う医療に関する給付であって、社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第百二十九号）第十五条第二項に規定する法律による医療に関する給付に準ずるもの

（高齢者の医療の確保に関する法律の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令第四十四条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める事項の一部改正）

第九条　高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令（平成二十年厚生労働省告示第三百八十号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令（平成十九年厚生労働省令第百四十号）第四十四条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める事項は、次に掲げる事項とする。 一　特定健康診査に関する事項 イ～ヘ　（略） ト　イからヘまでに掲げる事項を医療情報基盤・診療報酬審査支払機構（以下「機構」という。）に報告するために必要な事項 二　特定保健指導に関する事項 イ～ヘ　（略） ト　イからヘまでに掲げる事項を機構に報告するために必要な事項 三　特定健康診査及び特定保健指導の実施及びその成果に関する事項 イ～ハ　（略） ニ　イからハまでに掲げる事項を機構に報告するために必要な事項	高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令（平成十九年厚生労働省令第百四十号）第四十四条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める事項は、次に掲げる事項とする。 一　特定健康診査に関する事項 イ～ヘ　（略） ト　イからヘまでに掲げる事項を社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）に報告するために必要な事項 二　特定保健指導に関する事項 イ～ヘ　（略） ト　イからヘまでに掲げる事項を支払基金に報告するために必要な事項 三　特定健康診査及び特定保健指導の実施及びその成果に関する事項 イ～ハ　（略） ニ　イからハまでに掲げる事項を支払基金に報告するために必要な事項

（高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準及び療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部を改正する告示の一部改正）

第十条　高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準及び療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部を改正する告示（令和四年厚生労働省告示第二百六十八号）の一部を次の表のように改正する。